

「通所介護」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(山形県指定 第 0670700319 号)

当事業所はご契約者に対して通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上のご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

目 次

1	事業者	1
2	事業所の概要	2
3	職員の配置状況	3
4	当事業所が提供するサービスと利用料金	3
5	サービス提供における事業者の義務	6
6	サービスの利用に関する留意事項	7
7	損害賠償について	7
8	サービス利用をやめる場合	7
9	事故発生時の対応	8
10	非常災害対策	9
11	虐待の防止について	9
12	衛生管理	9
13	業務継続計画の策定等について	9
14	苦情の受付について	9
15	福祉サービス第三者評価実施	10

1 事業者

- | | |
|----------|--------------------------|
| (1)法人名 | 社会福祉法人一幸会 |
| (2)法人所在地 | 鶴岡市美原町 4 番 40 号 |
| (3)電話番号 | 0235-25-2881 (代表) |
| (4)代表者氏名 | 理事長 北楯 祥子 |
| (5)設立年月日 | 平成元年 6 月 13 日 |

(6)事業者が行っている業務

介護老人福祉施設池幸園	指定介護老人福祉施設サービス
池幸園ショートステイみはら (空床型)	指定短期入所生活介護 指定介護予防短期入所生活介護
サテライト池幸園	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
池幸園ショートステイ	指定短期入所生活介護 指定介護予防短期入所生活介護
デイサービスセンター健楽園	指定通所介護 鶴岡市通所型サービス（現行相当）
健楽園ホームヘルパーセンター	指定訪問介護 鶴岡市訪問型サービス（現行相当・サービス A） 指定障がい福祉サービス（居宅介護重度訪問介護）
健楽園居宅介護支援センター みはら	指定居宅介護支援
健楽園地域包括支援センター	鶴岡市委託事業・指定介護予防支援
小規模多機能型居宅介護支援施設 健楽園「つどい」	指定小規模多機能型居宅介護 指定介護予防小規模多機能型居宅介護
さん・陽光	登録サービス付き高齢者向け住宅

2 事業所の概要

- (1)事業所の種類 指定通所介護事業所 平成 12 年 3 月 1 日指定
山形県指定 0670700319号
- (2)事業の目的 要介護状態となった高齢者に対し、適正な指定通所介護を提供する事を事業の目的とします。
- (3)事業所の名称 デイサービスセンター健楽園
- (4)事業所の所在地 鶴岡市美原町 4 番 40 号
- (5)電話番号 **0235-25-2881 FAX 0235-25-2882**
- (6)事業所長名 園長 長南 和彦
- (7)事業所の運営方針 要介護状態等となった場合において、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持改善並びにその家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを運営の方針とします。
- (8) 開設年月日 平成 12 年 4 月 1 日
- (9) 営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日～土曜日 (ただし、1 月 1 日及び 2 日は休みます)
通常の営業時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで サービス提供時間：午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

通常の営業時間以外の 営業時間	午前 8 時から午後 6 時まで（自宅送迎となります）
--------------------	-----------------------------

(10) 利用定員 25 名

(11) 通常の事業の実施地域 鶴岡市のうち次に掲げる地域

①平成 17 年 9 月 30 日現在の鶴岡市の地域（豊浦地域除く）

②平成 17 年 9 月 30 日現在の藤島町、羽黒町及び櫛引町の地域

3 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して通所介護サービスを提供する職員として以下の職種の職員を配置します。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	従 業 員 数	勤 務 体 制
1 事業所長(健康園長)	1 名	午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分
2 生活相談員	2 名以上	午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分
3 介護員 (介護福祉士)	4 名以上	午前 8 時～午後 6 時
4 看護員 (機能訓練指導員)	2 名以上	午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分
5 機能訓練指導員	3 名以上 (加算による)	午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分

＜機能訓練強化の取組み＞

機能訓練指導員により、適切な運動処方で心身機能・運動能力の維持改善を図る事を目的に、利用者の身体状況によりリハビリを行います。

4 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所で提供するサービスについて

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額がご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス(契約書第 4 条参照)

以下のサービスについては、介護保険被保険者証及び介護保険負担割合証に記載の自己負担分を除く額が、介護保険から給付されます。

＜サービスの概要＞

①食事(但し、食材料費及び調理に係る費用に相当する額は、別途いただきます)

★ 当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。

★ ご契約者の自立支援のため離床して食事を取っていただく事を原則としています。

★ 午後 5 時 30 分以降の延長利用の場合は、ご希望に応じて夕食を提供します。
(食事時間) 昼食：午後 12 時～午後 1 時 夕食：午後 5 時 30 分～午後 6 時

②入浴

★入浴又は清拭を行います。

★寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排せつ

★排せつの自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

★機能訓練指導員により、ご契約者の心身の状況に応じて、日常生活を送る為に必要な機能の維持改善又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤送迎サービス

★ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。ただし、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、交通費実費をご負担いただきます。

⑥健康観察

★血圧・検温の測定、健康状態の観察を毎回行い、体重は毎月測定します。

<サービス利用料金(1 日あたり)>(契約書第 6 条参照)

☆下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額(自己負担額)をお支払いください。(サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。)

☆自己負担額は介護保険被保険者証及び介護保険負担割合証に記載の通りとなります。

【通所介護】

(1 日あたり：7 時間以上 8 時間未満)

要介護度区分	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1 サービス利用料金 (介護報酬額)	6,580 円	7,770 円	9,000 円	10,230 円	11,480 円

(1 日あたり：6 時間以上 7 時間未満)

要介護度区分	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1 サービス利用料金 (介護報酬額)	5,840 円	6,890 円	7,960 円	9,010 円	10,080 円

【通所介護利用料金に加算する額、1 日あたり】

ア 認知症加算	600 円
イ 個別機能訓練加算 I イ	560 円
ウ 個別機能訓練加算 I ロ	760 円
エ 個別機能訓練加算 II	200 円/月
オ 入浴介助加算 I	400 円

カ サービス提供体制強化加算 I	220 円
キ 科学的介護推進体制加算	400 円/月
ク 介護職員等処遇改善加算 I	所定単位数に 9.2% を乗じた料金が加算されます。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

【市町村民税非課税のご契約者】

世帯全員が市町村民税非課税のご契約者の場合は、サービス利用料金の自己負担額及び食費の負担が軽減されます。

ア サービス利用料金の減額

「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証」を提示したご契約者は、サービス利用料金の自己負担額について、確認証に記載の減額割合に基づき、自己負担額を軽減します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第 5 条、第 7 条）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

①食事の提供に要する費用

ご契約者に提供する食事に要する費用です。

料金：1 回あたり 昼食…700 円 夕食…450 円

ただし、世帯全員が市町村民税非課税のご契約者については、上記のように負担額が軽減されます。

ご契約者の希望に基づいて特別な食事を提供しますが、要した費用の全額が自己負担となります。

②理容サービス

理容サービスのご希望があった場合、理容師の出張による理髪(調髪、カット、顔剃り等)をご利用いただけるよう、理容師を無料で手配致します。

＊サービス利用料は直接理容師へお支払い下さい。

③複写物代

ご契約者が自己のサービス提供に関する記録の複写物の交付を受ける場合は、1 枚につき 10 円の実費負担となります。

④その他の料金

趣味活動の材料費、レクリエーション費用等も含め、日常生活においても通常必要となる費用については、ご契約者の自己負担となります。

◎経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。

その場合は、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 ヶ月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法(契約書第 6 条参照)

①前記(1)、(2)の料金・費用は、1 か月ごとに計算しご請求しますので、翌月 26 日までに以下の方法でお支払い下さい。

ア 契約者が指定する金融機関の口座から振替による支払いとなります。

イ 利用月の翌月 26 日に振替をします。

※引き落とし手数料として別途ご負担いただきます。

★ 25 日まで振替金額の入金をして下さい。

★ 祝祭日等で金融機関が振替業務を休業している場合は、翌営業日となります。

②複写物、趣味活動の材料費、レクリエーション費用等は、そのつど現金による支払いとなります。

(4) 利用の中止、変更、追加(契約書第 7 条参照)

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止もしくは変更、又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、サービスの実施日の前日午後 5 時までに事業者申し出て下さい。

○利用予定日の前日午後 5 時までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出がされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただきます。

利用前日午後 5 時までに申し出があった場合	無 料
利用前日午後 5 時までに申し出がなかった場合	昼食代 7 0 0 円

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合は、他の利用可能日時をご契約者に提示して協議します。

○ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5 サービス提供における事業者の義務(契約書第 9 条、第 10 条参照)

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

①ご契約者の生命、身体、財産の安全確保に配慮します。

②ご契約者の体調、健康状態から見て必要な場合には、事業所の看護職員又は主治医もしくはあらかじめ定めた協力医療機関と連携し、ご契約者から聴取、確認します。

③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5 年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。

④ご契約者に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行いません。

ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体、財産の安全確保のため緊急やむを得ない場合には、記録するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。

⑤ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な措置を講じます。

⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務) ただし、ご契約者に医療上緊急の必要がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

6 サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用に当たって、サービスを利用されているご利用者全員の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

① 施設・設備の使用上の注意(契約書第 11 条参照)

ア 施設、敷地を本来の用途に従って利用して下さい。

イ 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者から自己負担によって原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

ウ 当事業所の職員や他のご利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

エ 事業所内においては、他のご利用者との物の交換はできません。

オ 事業所内に金銭や食料品の持ち込みはできません。ただし、特別な事情がある場合には、ご相談下さい。

カ 事業所内では喫煙はできません。

7 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。

守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償を減じる場合があります。

8 サービス利用をやめる場合(契約の終了について)

契約の有効期間は、契約締結の日からご契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の 2 日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができます。仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

(契約書第 15 条参照)

① ご契約者が死亡した場合

② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合

③ 事業所が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合

⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合(詳細は以下をご参照下さい。)

事業者から契約解除を申し出た場合(詳細は以下をご参照下さい。)

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出(契約書第 16 条・第 17 条参照)

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。

その場合には、契約終了を希望する日の 2 日前までに解約届出書をご提出下さい。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院した場合
- ③ご契約者の「居宅サービス計画(ケアプラン)」が変更された場合
- ④事業者又はサービス従事者が正当な理由なく、ご契約者との契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者又はサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者又はサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、もしくは著しい背信行為、その他この契約を継続しがたい重大な事情が認められ場合
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合又は傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出(契約書第 18 条参照)

以下の事項に該当する場合には、この契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果この契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 3 ヶ月以上遅延し、相当の期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・信用等を傷つけ、もしくは著しい背信行為を行うことなどによって、この契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助(契約書第 15 条参照)

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

9 事故発生時の対応

- ①利用者に対する通所介護（介護予防通所介護）サービスの提供により、事故が発生した場合は、すみやかに利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ②事故防止のため、委員会等において転倒、転落、誤飲、誤嚥、無断離設などについて、具体的な事故防止の対策を関係職員に周知徹底すると共に、事故が生じた際にはその原因を解明し、対策を講じます。
- ③利用者に対する通所介護（介護予防通所介護）の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。但し利用者の責に起因した事故の場合はその範囲ではありません。

10 非常災害対策

- (1) 当事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行います。
- (2) 当事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

11 虐待の防止について

当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、必要な措置を講じます。

12 衛生管理

当事業所は、施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう必要な措置を講じます。

13 業務継続計画の策定等について

- (1) 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期に業務再開を図るための計画（「業務継続計画」）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じます。
- (2) 当事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 当事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

14 苦情の受付について(契約書第 20 条参照)

(1) 苦情の受付 当事業所に対する苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口(担当者)

職氏名 副主任 難波 恵美子

○受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで

連絡先 電話番号 0235-25-2881(代表)

○受付方法 電話・面接等

* 担当者が不在の場合は、事業所事務までお申し出下さい。苦情解決責任者を園長とし、苦情が出された場合は、責任をもって対応いたします。また、当法人では、苦情解決第三者委員もおりますので、いつでもご相談を受け付けることができます。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

鶴岡市役所 健康福祉部 長寿介護課	所在地 山形県鶴岡市馬場町 9 番 25 号 電話番号 0235-25-2111(代表) 受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで 月曜日から金曜日まで
----------------------	--

山形県国民健康保険団体連合会	所在地 山形県寒河江市大字寒河江字久保 6 番地 電話番号 0237-87-8006 受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで 月曜日から金曜日まで
山形県福祉サービス運営適正委員会（社会福祉法人山形県社会福祉協議会）	所在地 山形県山形市小白川町 2 丁目 3 番 31 号 電話番号 023-626-1755 受付時間 午前 8 時 30 分から午後 4 時まで 月曜日から金曜日まで

15 福祉サービス第三者評価実施

項 目	内 容
(1) 実施の有無	有 ・ (無)
(2) 実施年月日(直近実施日)	令和 年 月 日
(3) 実施した評価期間	
(4) 評価期間の開示状況	

令和 年 月 日

指定通所介護サービスの提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者

法人名 社会福祉法人一幸会
住 所 鶴岡市美原町 4 番 40 号
名 称 デイサービスセンター健楽園

説明者職名 園長兼生活相談員

氏名 長南 和彦 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者(契約者)

住所 _____

氏名 _____ 印

代理人(利用者が記名捺印できない場合)

住所 _____

氏名 _____ 印

続柄 _____